

令和6年度ヤード環境対策検討会（第5回）議事概要

1. 日 時 令和7年3月17日（月）13:00-14:10

2. 場 所 オンライン会議

3. 出席者

○委員（◎座長）

寺園 淳（◎）	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域／上級主席研究員
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科／教授
肴倉 宏史 （欠席）	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域（試験評価・適正管理研究室）／室長（研究）
白鳥 寿一	東北大学大学院環境科学研究科先進社会環境学専攻／教授
鈴木 道夫	橋元綜合法律事務所／弁護士
高岡 昌輝	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻／教授

○事務局

- ・ 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

○オブザーバー（事業者団体）

- ・ 公益社団法人 全国産業資源循環連合会
- ・ 日本鋳業協会 鉛亜鉛需要開発センター
- ・ 一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会
- ・ 非鉄金属リサイクル全国連合会
- ・ 一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会
- ・ 一般社団法人電池サプライチェーン協議会
- ・ 一般社団法人小型家電リサイクル協会

○オブザーバー（省庁）

- ・ 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室
- ・ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
- ・ 経済産業省 G Xグループ 資源循環経済課
- ・ 経済産業省 製造産業局 金属課
- ・ 経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
- ・ 警察庁 生活安全局 生活安全企画課
- ・ 警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官
- ・ 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 国際捜査管理官

4. 議事次第

- 1 開会
- 2 議事
(1) ヤード環境対策検討会報告書（案）
- 3 閉会

5. 配布資料

資料1：ヤード環境対策検討会報告書（案）

6. 議事概要

1 開会

事務局の浅利課長補佐から倉倉委員の欠席を伝えた。

2 議事

(1) ヤード環境対策検討会報告書（案）

事務局の浅利課長補佐から資料1を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

鈴木委員

全体的に今までの検討会の審議の過程が適切にまとめられており、内容や表現を含めて、異存ありません。

1番目の有害性の観点を踏まえた規制のあり方については、そもそも届出制だと届出自体を行わない事業者が多いことも背景にあるので、その部分の対応を含めた実効性のある措置を検討いただきたいと思います。本検討会でも、そもそも流通フローが把握できていない問題点も浮き彫りになったかと思いますので、その把握に努める観点で更に検討していただきたいと思います。

2番目の規制対象物品のあり方については、廃棄物の総合判断説に基づく廃棄物該当性の基本的枠組みがありますので、廃棄物処理法のもとで、まず廃棄物該当性を適切に判断する形の整理は、適切だと思います。一方で、総合判断説の理屈は理解できるものの、現場では証拠に基づいて廃棄物認定する必要がある、事業者からの内容の信ぴょう性が明らかでない書類を踏まえて判断する上で、自治体職員が、ためらうケースもありますので、包括的規制の方向性は正しいかと思います。

3番目の有害性の高い物品の解体を行うための規制については、報告書案の整理で異存ありません。できる限り保管と処分を適切に分ける観点で規制を加えていく取りまとめに賛成です。

4番目の不適正輸出を防ぐ仕組みについては、予備罪や未遂罪等の議論にとどまることなく、議論を深め、審議を尽くしていただきたいと思います。

高岡委員

私もこのまとめ方で問題ないと思います。2点、コメントします。

1点目は、「第1 はじめに」の部分で、いわゆる資源循環は、現在、非常に重点が置かれており、資源を確保する積極的な姿勢が必要とされています。その中でも、環境に配慮しなければならない課題に関して、本検討会で議論してきたところですが、やはり資源を循環させる観点を持った上で、法律でも適切に規制をしていく必要がある点も十分、検討に入れていただきたいと思います。

2点目は、3番目の有害性の高い物品の解体を行うための規制について、これから具体的な方策、制度を構築していくとの説明でしたが、解体や選り分けとはどういうことで、どこまでの行為が該当するか、明示していただきたいと思います。

白鳥委員

私も全体的によく取りまとめられていると思います。資源循環の考え方、資源循環するためのデータの取り方、トレーサビリティの方法も文章として書かれているので、小委員会でもうまく取り上げていただきたいと思います。

気になる点がありまして、11ページの「(3) 廃リチウムイオン電池の処理に伴う生活環境保全上の支障事例」のイの文章で、廃リチウムイオン電池を失活させるために塩水処理が必要だと記載がありますが、失活させる方法は塩水処理だけではないので、「廃リチウムイオン電池を失活させるための処理」と記載した方が良いかと思います。

繰り返しになりますが、ヤードでの不適正な処理を防ごうとしている現段階において、知識の乏しい新規参入事業者が増えてしまうと、指導等に関して労力を割くことになると思いますので、可能な範囲で国から方針を出し、ヤードで同じような不適正な処理を行う事業者が増えないようにした方が良いかと思います。

大塚委員

大変よくまとめていただいたと思います。2点、申し上げます。

1点目は、届出自体を行わない事業者も含めた検討が必要だということを記載いただいた方が良いかと思います。

2点目は、13ページの「事業者団体からは、廃鉛蓄電池を指定の対象とするとともに、その解体された物も規制にかける必要があるとの意見」について、この意見の理由を教えてください。

修正箇所について、15ページ下から3行目の精錬の錬の字に誤りがあります。修正をお願いします。

環境省：山田課長補佐（総括）

鈴木委員からの御指摘について、自治体における廃棄物該当性の判断において、証拠に基づいて判断する必要がある中で、現場での対応が難しい場合があることを念頭に、漏れのない形で規制範囲を定めていきたいと思います。

高岡委員からの御指摘について、有害性の高い物品の解体・選り分けの範囲に関する用

語の定義を明確に示していませんが、例えば廃鉛蓄電池であれば、希硫酸を抜いて、そこから鉛を取り出すことが解体で、そのままの状態での廃鉛蓄電池とそれ以外のものを分別することを選び分けだと想定しています。御指摘のとおり、文言だけでは受け止め方が異なってくるかと思いますので、今後、検討を深めていきたいと思います。

白鳥委員からの御指摘について、事業者の新規参入自体を止めることは難しいと考えており、適切な条件が整っている事業者であれば、有害性の高い物品であっても、取り扱うことができるかと思います。正規の手続がなされないまま、不適正な処理が繰り返されないように、考え方を整理した上で実効性のある取組を検討していきたいと思います。大塚委員からの御質問について、例えば、輸出の際にバーゼル法の手続の中で鉛蓄電池については環境大臣の確認が必要である一方で、鉛くずに処理すれば確認が不要となる運用がなされているので、巢鉛を含めた解体された一連の物を管理する必要がある趣旨かと理解しています。

寺園委員

私もほかの委員と同様に本報告書案にて問題ないと思います。本日の議論を経て、若干の修正をしていただければと思います。私から3点、申し上げます。

1点目は、有害使用済機器保管等届出制度の導入から、今回の議論に至る経緯を可能であれば、明確にさせていただきたいと思います。例えば、有害使用済機器については、平成29年の廃棄物処理法改正で加わった概念ですが、法律の第17条の2といった条文の補足をしていただけると読み手にも理解しやすいかと思います。この届出制度の制定経緯としましては、雑品スクラップという用語が議論のターゲットであり、廃棄物ではなく、有害性があるとも言えず、不適正に輸出がされている問題をいわゆるヤード問題として議論していました。当時、バーゼル法と廃棄物処理法の両方が改正された訳ですが、2つの法律の隙間になって規制を逃れているものをなくしていこうということで議論されて、この届出制度が創設されたと理解しています。このような過去の経緯から、可能な限り隙間をなくしていく趣旨が記載されていれば良いかと思います。

2点目は、廃鉛蓄電池を有害使用済機器の範ちゅうに入れる場合、機器という概念では、鉛蓄電池が部品だとの解釈で入れることができないという背景があるかと思いますので、この考え方を変えていく必要があります。また、総合的な判断の中で、廃棄物として規制していく場合、どのように解釈するのか議論が必要になります。

3点目は、不適正輸出についての予備罪・未遂罪を廃棄物処理法に規定する場合、どのような論理で定めていくのか、議論を深める必要があるかと思います。廃棄物については、廃棄物処理法で予備罪・未遂罪が規定されているので、有害使用済機器に対して同様に適用させるのであれば、円滑に適用ができる規定の仕方が必要かと思います。

環境省：山田課長補佐（総括）

御指摘の1点目については、経緯をどのように補足できるか検討したいと思います。

御指摘の2点目については、今後、制度的な対応を検討していくところで、有害使用済

機器の範囲を包括的なものにしていくことも考えています。有害使用済機器という用語や概念を含めて、議論を深めていければと思います。一方で、本報告書案において、基本的方向性を整理いただいておりますので、それを踏まえた上で検討していきたいと思っています。

御指摘の３点目については、国内での一連の取扱いについて議論を深めた上で、水際の対応の検討に進むかと思っています。

※ 事務局の浅利課長補佐から、本日の議論を踏まえた報告書案の確認について、寺園座長に一任いただくことを各委員に提案したところ、了承いただいた。

3 閉会

環境省廃棄物規制課の松田課長から閉会の挨拶を行った。